

議案第九十号

工事請負契約の締結についての議決の一部変更について

次のとおり三朝右岸幹線管渠築造工事（二―二）に係る工事請負契約の締結についての議決（平成二年五月二十一日議決）の一部を変更することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

平成二年十一月二十二日

三朝町長 安 田 真 一 郎

平成二年拾月貳拾貳日 原案可決

三朝町議会議長 安井由行

四 契約金額中「一二七、七二〇、〇〇〇円」を「一三六、三八六、四二〇円」に改める。